公　告

8大月町告示第92号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年11月9日

大月町長　岡田　順一

記

1　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	備考
R8 姫ノ井 口目塚 集1	大月町口目塚字投石167番2	95-2-22	山林	0.6009	公告の日～ 2032.3.31	対象範囲は 別途図面参照
R8 姫ノ井 口目塚 集2	大月町口目塚字六郎谷171番5 大月町口目塚字六郎谷171番3 大月町口目塚字投石167番22	97-1-3 97-1-14 95-2-37	山林	1.3986	公告の日～ 2032.3.31	対象範囲は 別途図面参照

2　縦覧場所　大月町産業振興課、大月町公式ホームページ

3　本公告により、大月町に経営管理権が、森林所有者に経営管理権受益権がそれぞれ設定される。